

尾張旭市監査公表第36号

令和8年3月3日付け尾張旭市監査公表第5号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年5月15日付け8会第10号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年5月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

会計課

監査の指摘事項	措置状況
<p>簡易な方法（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならない（会計規則第13条第1項）が、会計管理者が特に指定するものについては、願書、届出書、申請書その他これに類する書類をもって納付書兼領収書に代えることができる（同条第2項第2号）とされている。</p> <p>この点、今年度の各部の定例監査において、簡易な方法により納入の通知をした収入について、会計管理者の指定がないまま、納付書兼領収書ではなく独自の領収書を交付している事例を検出した。</p> <p>そこで、会計管理者が同号の規定に基づき、特に、何を指定しているかを会計課に確認したところ、把握していなかった。</p> <p>各課等において、簡易な方法により納入の通知をした収入について、会計管理者の指定がないまま、納付書兼領収書ではなく独自の領収書を交付していること、会計課において、同号の規定に基づき指定するものを把握できていない現状</p>	<p>各課独自の領収書については、会計規則の改正により、令和8年度から独自の領収書でも可とすることとした。</p> <p>また、会計管理者が特に指定する願書、届出書、申請書その他これに類する書類については、令和8年4月10日付けで各課に照会を行い、実態を把握した。そのうち会計管理者の指定が必要なものについては、指定を受けるよう、該当課と調整した。</p>

<p>は、会計規則の所管課としての統制を欠いているといえる。</p> <p>よって、同課においては、至急、各課等が独自の領収書等を納付書兼領収書に代えている事例を把握し、それが同号の規定に鑑み、会計管理者が指定し得るものなのか確認されたい。また、今後、各課等が同号の規定に基づき独自の領収書等を納付書兼領収書に代えようとする場合は、必ず、会計管理者の指定を受けさせるよう徹底されたい。</p>	
<p>令和6年度の定例監査報告書において、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないものについて、「事後調定科目一覧表」に掲げることにより、会計規則の規定上、原則どおり事前に調定すべき歳入について、所管課自らが、事後に調定できるものとして庁内に通知してしまっていたとの事案を検出し、会計課においては、今後は、会計規則の所管課として、法令又は性質上事前に調定ができない歳入を除いて、各課に事前の調定を徹底させるようにされたいと、是正改善すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったところである。しかしながら、今年度の各部の定例監査においても、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、事後に調定していた事例が検出されたことから、改めて、会計規則の所管課として、確実な是正改善を求める。</p>	<p>指摘後、事後調定科目について、所管課に聞き取りを行い、事後調定とせざるを得ない科目を精査し、「令和8年度事後調定科目一覧表の掲載について（通知）」（令和8年3月31日付け 7会号外 会計管理者発出）により各課に通知した。</p> <p>再発防止策として今後新たに事後調定科目一覧表に追加等する際は、適宜詳細な聞き取り等を行うこととする。</p>
<p>会計規則第16条において、会計管理者及び会計管理者の権限を委任された者は、納入義務者から現金等を直接収納したときは、領収書を交付しなければならないが、市長が認める収入については、領収書の交付を省略することができる。とされている。</p> <p>この点、所管課である会計課に、現</p>	<p>会計規則第16条における「市長が認める」収入について、令和8年4月10日付けで各課等に照会を行い、各課等における同収入を把握した。</p> <p>今後、新たに同様の収入が発生して該当すると見込まれる場合には、各課等で決裁後、会計課に合議することとし、引き続き、把握に努める。</p>

<p>状、具体的にどの収入を「市長が認める」ものとしているか尋ねたところ、把握していなかった。また、「市長が認める収入」とはどのような性質のものを想定しているか尋ねたところ、領収書の交付が困難な収入であるとのことであった。</p> <p>ここで、市の収入に目を向けてみると、カプセル自動販売機で販売するイメージキャラクターグッズの代金、現金を投入して利用するコピー機の利用料金などが領収書の交付が困難な収入として考えられ、実際に、各課等ではこれらの収納の際にいずれも領収書を省略している。</p> <p>については、会計課は、このような性質の収入を至急把握し、会計規則の所管課として、統制を利かせられたい。</p>	
<p>本市では、入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）の規定により、随意契約を締結する場合で、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第25条に定める額を超えるときは、その内容を公表しなければならない（以下この公表を「随意契約の公表」という。）が、歳入事務電算処理業務委託及び尾張旭市指定金融機関の派出業務について、随意契約の公表が行われていなかった。</p> <p>公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>歳入事務電算処理業務委託及び尾張旭市指定金融機関の派出業務について、随意契約の公表を行った。なお、再発防止策として、契約締結の決裁にチェック欄を新たに設けた。</p>